

議案第 6 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））」を加える。

(清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条中「考慮して」の次に「、町長の定める基準に従い」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第18条の表第18条の2の項を削る。

(公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例（平成14年清水町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第6条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

清水幼稚園長	月額	200,000円以内	
英語指導助手又は国際交流員	月額	360,000円以内	
教育指導幹	月額	200,000円以内	
農業研修会館管理補助員	月額	51,800円以内	
少年自然の家管理人	月額	200,000円以内	
剣の郷創造館管理人	月額	222,600円以内	
老人福祉センター管理嘱託員	月額	167,900円以内	
福祉館管理嘱託員	月額	20,000円以内	
歯科衛生士	月額	145,600円以内	

」を

「

教育指導幹	月額	200,000円以内	
-------	----	------------	--

」に改める。

(清水町職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

(清水町福祉館設置条例の一部改正)

第8条 清水町福祉館設置条例（昭和48年清水町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の嘱託職員を」を「館長その他職員を」に改め、同条中「館長及び管理人」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。